

木島平村投票区・投票所再編計画

令和6年8月

木島平村選挙管理委員会

1. 背景と再編の趣旨

(1) 背景

- ・期日前投票の普及により当日の投票者数が減少し、過去4回の選挙では総投票者数に対する期日前投票者数が大半の投票区で50%を超え、70%以上の投票区もある。
- ・人口減少、高齢化により単独投票区において投票立会人の確保が困難になっている。
- ・令和4年8月7日執行の長野県知事選挙において、冷房設備の無い投票所で室温38℃を記録。夏季選挙において、最大13時間拘束される従事者にとって健康管理上の問題がある。
- ・当日投票者の減少により、1時間当たりの投票者が2人から5人程度の投票所が増加している。

(2) 再編の趣旨

投票所運営に従事する者（投票管理者、投票立会人、投票事務従事者）の負担軽減及び投票所の環境向上のため、投票区の再編を行う。

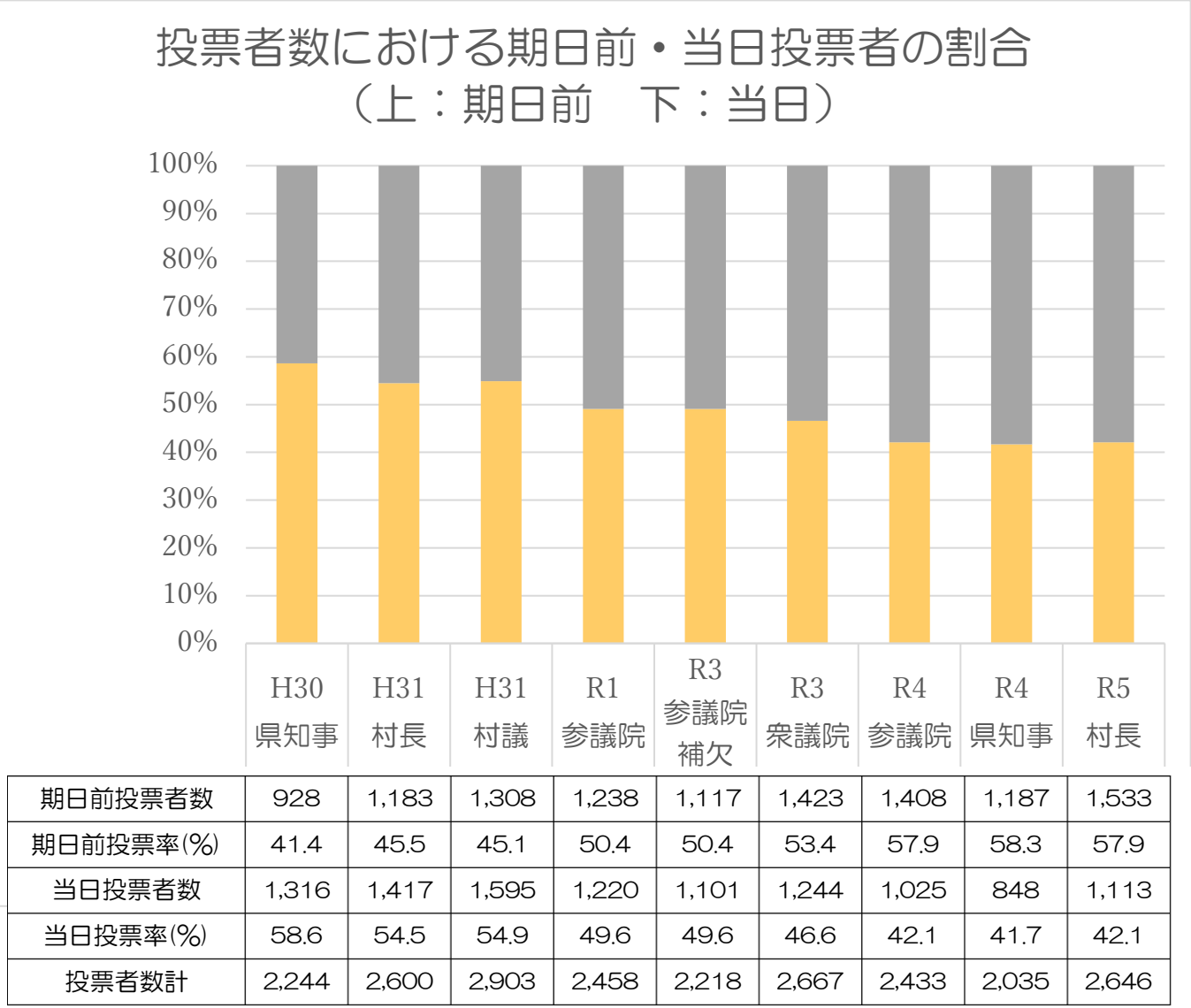
2. 現在の投票区と投票所

投 票 区	対 象 地 区	投 票 所
第1投票区	栄町、中村、小見、和栗	中村区民会館
第2投票区	稲荷（望岳荘含む）	稲荷生活改善センター
第3投票区	内山	内山転作促進研修センター
第4投票区	北鴨	北鴨生活改善センター
第5投票区	南鴨	保健センター
第6投票区	高石、庚、市之割、西小路、原大沢、千石、上千石	木島平小学校
第7投票区	平沢、馬曲	平沢農業構造改善センター
第8投票区	中島、部谷沢	中島区民会館
第9投票区	大町、中町、西町	農村交流館
第10投票区	山口、柳久保、池の平、スキー場	観光交流センター
第11投票区	糠千	糠千公民館

3. 期日前投票の推移

近年の選挙における期日前投票の推移は下表のとおり。

令和元年度執行の参議院議員通常選挙以降、期日前投票が当日投票者を上回り、近年では約6割の方が期日前に投票している状況。



※不在者投票を除く。

4. 直近4選挙における村の投票所別投票状況（不在者投票を除く）

投 票 所	当日投票者数 （総投票者数に対する当日投票率）				期日前投票者数 （総投票者数に対する期日前投票率）				直近4選挙の 当日投票者数 （平均）
	R3.10 衆議員	R4.7 参議院	R4.8 県知事	R5.2 村長	R3.10 衆議員	R4.7 参議院	R4.8 県知事	R5.2 村長	
中村区民会館	222 (48.7%)	157 (37.9%)	125 (34.9%)	224 (46.9%)	234 (51.3%)	257 (62.1%)	233 (65.1%)	254 (53.1%)	182.0
稲荷生活改善センター ※望岳荘を除く	37 (52.9%)	35 (50.7%)	30 (53.6%)	31 (45.6%)	33 (47.1%)	34 (49.3%)	26 (46.4%)	37 (54.4%)	33.3
内山転作促進研修 センター	60 (50.8%)	51 (47.2%)	54 (56.8%)	57 (43.5%)	58 (49.2%)	57 (52.8%)	41 (43.2%)	74 (56.5%)	55.5
北鴨生活改善センター	94 (42.0%)	86 (39.6%)	66 (38.6%)	91 (38.1%)	130 (58.0%)	131 (60.4%)	105 (61.4%)	148 (61.9%)	84.3
保健センター	68 (31.1%)	61 (29.1%)	55 (31.4%)	67 (30.6%)	151 (68.9%)	149 (71.0%)	120 (68.6%)	152 (69.4%)	62.8
木島平小学校	233 (43.6%)	202 (42.3%)	173 (43.5%)	191 (37.3%)	301 (56.4%)	276 (57.7%)	225 (56.5%)	321 (62.7%)	199.8
平沢農業構造改善 センター	51 (52.0%)	41 (50.0%)	43 (55.1%)	42 (42.9%)	47 (48.0%)	41 (50.0%)	35 (44.9%)	56 (57.1%)	44.3
中島区民会館	63 (38.7%)	42 (29.6%)	37 (29.1%)	52 (34.7%)	100 (61.4%)	100 (70.4%)	90 (70.9%)	98 (65.3%)	48.5
農村交流館	230 (52.2%)	189 (47.5%)	147 (44.0%)	201 (46.1%)	211 (47.8%)	209 (52.5%)	187 (56.0%)	235 (53.9%)	191.8
観光交流センター	144 (49.7%)	119 (45.3%)	81 (40.9%)	118 (45.2%)	146 (50.3%)	144 (54.8%)	117 (59.1%)	143 (54.8%)	115.5
糠千公民館	42 (77.8%)	42 (80.8%)	37 (82.2%)	39 (72.2%)	12 (22.2%)	10 (19.2%)	8 (17.8%)	15 (27.8%)	40.0
合計人数	1,244	1,025	848	1,113	1,423	1,408	1,187	1,533	1057.8

5. 投票区再編の基準

公職選挙法第 39 条により「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」とされており、再編にあたっては次の基準を設ける。

- (1) 規模：1 投票区の有権者数が 3,000 人以内
- (2) 距離：最も遠い選挙人宅から投票所までの距離が 3km 以内
- (3) 環境：公共施設、冷暖房、バリアフリー、駐車場を考慮

6. 再編後の投票区について

現状の 11 投票区から 3 投票区に再編する。なお、期日前投票所は、現行どおり役場のみとする。

投票区及び投票所				令和5年 村長選挙時 有権者数	直近4選挙 の当日投票 者数（平均）
再編後		これまで			
第1投票区	役場周辺	第1投票区	中村区民会館	647	182.0
		第2投票区	稲荷生活改善センター	84	33.3
		第3投票区	内山転作促進研修センター	168	55.5
		第4投票区	北鴨生活改善センター	315	84.3
		第5投票区	保健センター	320	62.8
			小 計	1,534	417.9
第2投票区	木島平小学校	第6投票区	木島平小学校	714	199.8
		第7投票区	平沢農業構造改善センター	126	44.3
		第8投票区	中島区民会館	214	48.5
			小 計	1,054	292.6
第3投票区	農村交流館	第9投票区	農村交流館	629	191.8
		第10投票区	観光交流センター	434	115.5
		第11投票区	糠千公民館	63	40.0
			小 計	1,126	347.3
			合 計	3,714	1057.8

※稲荷生活改善センターは望岳荘を除いた人数。

7. 新・旧投票所までの距離について

地区名	投票所から最も遠い選挙人宅までの距離（km）			距離の差 （km）	地区名	
	これまでの投票所		新たな投票所			
栄 町	中村区民会館	0.6	役場周辺	0.8	0.2	栄 町
中 村		1.2		1.9	0.7	中 村
小 見		1.0		1.6	0.6	小 見
和 栗		1.3		1.7	0.4	和 栗
稲 荷	稲荷生活改善センター	0.8		1.5	0.7	稲 荷
内 山	内山転作促進 研修センター	0.7		2.3	1.6	内 山
北 鴨	北鴨生活改善センター	1.1		1.7	0.6	北 鴨
南 鴨	保健センター	0.7		0.7	0	南 鴨
高 石	木島平小学校	1.0	木島平小学校	1.0	0	高 石
庚		0.6		0.6	0	庚
市 之 割		1.7		1.7	0	市之割
西 小 路		0.9		0.9	0	西小路
原 大 沢		1.1		1.1	0	原大沢
千 石		1.0		1.0	0	千 石
上 千 石		1.5		1.5	0	上千石
中 島	中島区民会館	0.6		1.7	1.1	中 島
部 谷 沢		1.1		2.2	1.1	部谷沢
平 沢	平沢生活改善センター	0.8		3.1	2.3	平 沢
馬 曲		2.6		4.6	2	馬 曲
大 町	農村交流館	1.0		農村交流館	1.0	0
中 町		1.2	1.2		0	中 町
西 町		1.2	1.2		0	西 町
山 口	観光交流センター	0.7	1.5		0.8	山 口
柳 久 保		1.0	1.7		0.7	柳久保
池 の 平		4.3	5.0		0.7	池の平
ス キ ー 場		3.9	4.5		0.6	スキー場
糠 千	糠千公民館	0.9	4.3		3.4	糠 千

8. 再編により期待できる効果

- (1) 投票管理者、投票立会人、投票事務従事者（職員）の削減
投票所に従事する者を69人から27人程度に削減。42人の減。
※人数は立会人全員が1日従事した場合の人数。半日のみ従事する場合もある。
- (2) 投票所環境の向上
- ・冷暖房完備の公共施設とすることで、投票所運営に係る従事者及び投票者に対して環境向上。
 - ・土足で出入りできる投票所になり、バリアフリーにも対応可能。
 - ・公共施設であるため広い駐車場を確保できる。
 - ・冬季選挙における除雪対応のメリットも大きい。過去、投票日当日の大雪により従事者が投票所となる分館まで車では辿り着けない事案があった。

9. 再編による課題とその対応

(1) 投票所までの距離に関する課題

課 題	対 応
投票所が遠くなる	移動期日前投票所の導入
自分で投票所へ行けない	
投票率の低下	

※移動期日前投票所とは

施設等を巡回する車両で投票することができる手法で、有権者の投票機会を増やすことができます。

(2) ポスター掲示場の減少

ポスター掲示場の数は公職選挙法第144条の2第2項及び公職選挙施行令第111条により、1投票区あたりの面積に応じてその数が定められています。これに基づき、村ポスター掲示場の設置に関する規則において、ポスター掲示場の数は次のとおり減少します。

現 在		再編後	
政令で定める数 (上限)	村で定める数	政令で定める数 (上限)	村で定める数
73	40	26	26

再編後は政令で定める数（上限）と同数を村で定める数とします。このため、ポスター掲示場は概ね各地区に1か所となるため、より効果的な掲示場の選定を行います。

10. 移動期日前投票所の実施

(1) 目的

投票所の再編により、投票所への交通手段の確保が難しい有権者の投票環境確保を目的として、統合される投票所に対して移動期日前投票所を導入します。

(2) 内容

ア 移動期日前投票所の場所及び時間（案）

統合される投票所（分館等）を期日前投票期間中に1回ずつ、2日に分けて巡回する。

	統合される投票所	投票時間		
1日目	稲荷生活改善センター	9:00	～	10:00
	内山転作促進センター	10:30	～	11:30
	北鴨生活改善センター	13:00	～	14:00
	中村区民会館	14:30	～	15:30
2日目	平沢農業構造改善センター	9:00	～	10:00
	中島区民会館	10:15	～	11:15
	糠千公民館	13:00	～	14:00
	観光交流センター	14:30	～	15:30

※上記は（案）であり、実際の選挙前に詳細をお知らせします。

イ 投票環境

- ・車両には村公用車を使用。
- ・投票場所は各施設の駐車場。
- ・受付は車両横に設置するテントで行う。
- ・役場の期日前投票所と二重投票を防止するため、本部と電話確認により名簿照合を行う。

ウ 投票の流れ及び会場図（イメージ）

- ①受付（入場券の確認）
- ②名簿照合（本部と電話確認）
- ③投票用紙の交付
- ④記載（車両後部の記載台）
- ⑤投票（投票箱へ投函）

